

出席停止のお知らせ

学校保健安全法第19条の規定により、医師の登園許可がでるまで出席停止となります。
 なお、医師から登園の許可がでましたら、用紙に証明をいただいて、園に提出してください。

園において予防すべき伝染病

	病 名	期 間
第一種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・マールブルグ病・ペスト・シフテリア・重症急性呼吸器症候群・ラッサ熱・急性灰白髄炎・中東呼吸器症候群・鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等の感染症・指定感染症・新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ〈H5N1〉〈H7N9〉を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により園医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の感染症	症状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※インフルエンザに感染した場合は、医療機関で「り患証明書」が発行されますので、出席停止期間をご家庭で確認していただき、治癒後、「り患証明書」を持って登園してください。

担当医 様

丹波篠山市立味間こども園
園長 長尾 美貴

下記の園児について、登園しても支障なしということになりましたら、下記に証明をお願いいたします。

..... キリトリ

登園許可証明書

園児氏名 () 組 ()

上記の園児は、病名 () に罹患しておりましたが、感染する心配がなくなりましたので、 月 日より登園しても支障なしと認めます。

令和 年 月 日

医師名

印